

憲法Ⅱ（統治機構）

担当：柳瀬 昇

第6回 民主政治と選挙

1. わが国の選挙制度の変遷

- 1889（明治 22）年 満 25 歳以上の男性で直接国税 15 円以上の納税者に選挙権が付与される
- 1900（明治 33）年 納税条件が 10 円以上に引き下げられる
- 1919（大正 8）年 納税条件が 3 円以上に引き下げられる
- 1925（大正 14）年 納税条件が撤廃され、満 25 歳以上の男性に選挙権が付与される
- 1945（昭和 20）年 満 20 歳以上の男性と女性に選挙権が付与される
- 1946（昭和 21）年 衆議院議員総選挙（大選挙区制限連記制）が行われる
都道府県知事・市町村長の公選制が導入される
- 1947（昭和 22）年 参議院議員通常選挙（全国区・地方区）が行われる
衆議院議員総選挙（中選挙区制）が行われる
日本国憲法が施行される
- 1982（昭和 57）年 参議院議員通常選挙の全国区制が拘束名簿式比例代表制へ変更される（1983 年の通常選挙から適用）
- 1994（平成 6）年 衆議院議員総選挙の中選挙区制が小選挙区比例代表並立制へ変更される（1996 年の総選挙から適用）
- 2000（平成 12）年 国政選挙で在外選挙が導入される（2007 年以前は比例代表選挙のみ）
参議院議員通常選挙の拘束名簿式比例代表制が非拘束名簿式比例代表制へ変更される（2001 年の通常選挙から適用）
比例代表選出議員が当選後に当選時の所属政党以外の政党へ移籍すると失職することとなる（公職選挙法 99 条の 2）。
- 2015（平成 27）年 選挙権年齢が満 18 歳以上に引き下げられる（2016 年の通常選挙から適用）

2. 代表制・選挙制度の類型

- 代表制は、選出方法によって、多数の票を得た者を当選させる多数代表制と、得票数に応じて少数派にも議席を与える少数代表制に、選出基盤によって、地域代表制や職能代表制などに分類される。政党の得票数に比例して議席を配分する比例代表制は、少数代表制の一種である。

- ・ 選挙区制度は、1つの選挙区から2名以上の議員を選出する大選挙区制と、1つの選挙区から1名の議員のみを選出する小選挙区制とに分けられる。
- ・ 比例代表の方法としては、政党が事前に候補者名簿を作成し選挙人に示す名簿式がある。後者は、拘束名簿式と非拘束名簿式とに分けられる。議席の配分については、ドント式やサンラゲ式など、さまざまな方法がある。
- ・ 投票方法は、候補者1名の氏名だけを投票用紙に記入する単記式のほかに、2名以上の候補者の氏名を記入する連記式がある。

ドント式

	÷1	÷2	÷3	÷4	÷5	÷6	÷7
A党	2,209,563	1,104,782	736,521	552,391	441,913	368,261	315,652
B党	2,066,018	1,033,009	688,673	516,505	413,204	344,336	295,145
C党	873,334	436,667	291,111	218,334	174,667	145,556	124,762
D党	458,617	229,309	152,872	114,654	91,723	76,436	65,517
E党	302,739	151,370	100,913	75,685	60,548	50,457	43,248

修正サンラゲ式 (上の表と同じ得票状況である)

	÷1.4	÷3	÷5	÷7	÷9	÷11	÷13
A党	1,578,259	736,521	441,913	315,652	245,507	200,869	169,966
B党	1,475,727	688,673	413,204	295,145	229,558	187,820	158,924
C党	623,810	291,111	174,667	124,762	97,037	79,394	67,180
D党	327,584	152,872	91,723	65,517	50,957	41,692	35,278
E党	216,242	100,913	60,548	43,248	33,638	27,522	23,288

【宿題】八幡製鉄事件最高裁判決 (I-8) 及び共産党袴田事件最高裁判決 (II-183) の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

Quiz

- Q6 選挙制度に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には○、誤っている場合には×を付しなさい。
- ア. 小選挙区制の下では、二大政党化への傾向が生じ、そのいずれかの政党が議会の過半数を占め、政権が安定する可能性が高くなる。他方で、議席に反映されない死票が多くなり、国民の間に存在する少数者の意思が議会に反映されにくくなる。
- イ. 比例代表制の下では、死票が比較的少なく、有権者の様々な意思が議会に反映されやすくなる。他方で、一つの政党が議会の過半数を占めることが相対的に困難となり、小党分立を招き、政権が不安定になるおそれがある。
- ウ. いわゆる中選挙区制の下では、一つの政党が議会の過半数を占め、政権が安定する可能性が高くなる。他方で、同一政党から複数の候補者が同一選挙区に立候補する結果、小選挙区制と比べて死票が生ずる確率が高くなる。